

## ●ごあいさつ

平素は、東山口信用金庫に格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。  
 この度、地域の皆さま方に当金庫へのご理解を深めていただくため、「DISCLOSURE2022/09とうしんの現況」を作成いたしましたので、ご高覧ください。  
 これからも、「Face to Face」を基本とした営業体制を推進し、「地域の課題解決」に真摯に向き合い地域密着型金融の更なる強化を図ることにより、持続的発展可能な地域社会づくりに貢献し、「地域社会において信頼され、必要とされる金融機関でありつづけること」を目指してまいりますので、尚一層のご支援、ご愛顧を賜りますよう心よりお願い申し上げます。  
 理事長 松原 正雄

## ●預金・貸出金の状況

(単位：百万円)

区 分	2021年9月末	2022年3月末	2022年9月末
預 金	226,499	219,984	223,639
貸 出 金	96,267	93,881	94,456

2022年9月末の預金残高は、コロナの影響による自粛活動の長期化から個人消費活動が抑えられたことで、対期首比で3,655百万円増加しました。また、貸出金残高は、コロナ感染拡大の影響を受けられた事業者様等に対して継続した資金繰り支援活動に取り組み、対期首比で575百万円の増加となりました。

## ●貸出金の内訳（業種別貸出残高状況）

(単位：百万円)

業種区分	2021年9月末	2022年3月末	2022年9月末
製 造 業	5,124	4,939	4,625
農 業、 林 業	73	72	72
漁 業	39	37	37
鉱 業、 採 石 業、 砂 利 採 取 業	108	102	96
建 設 業	8,373	8,064	8,146
電 気・ ガ ス・ 熱 供 給・ 水 道 業	1,546	1,469	1,672
情 報 通 信 業	152	156	170
運 輸 業、 郵 便 業	2,772	2,754	2,800
卸 売 業、 小 売 業	7,205	6,964	6,876
金 融 業、 保 険 業	11,459	11,439	11,442
不 動 産 業	8,783	8,462	9,376
物 品 賃 貸 業	235	220	209
学 術 研 究、 専 門、 技 術 サ ー ビ ス 業	604	569	540
宿 泊 業	185	183	173
飲 食 業	2,187	2,090	2,039
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業、 娯 楽 業	1,945	1,727	1,833
教 育、 学 習 支 援 業	929	796	775
医 療、 福 祉 業	3,567	3,785	3,855
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	2,673	1,903	1,972
地 方 公 共 団 体	9,074	9,008	8,901
個 人	29,226	29,131	28,835
合 計	96,267	93,881	94,456

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

## ●損益の状況

(単位：百万円)

区 分	2021年9月末	2022年3月末	2022年9月末
業 務 純 益	253	316	158
実 質 業 務 純 益	228	316	158
コ ア 業 務 純 益	126	213	107
コ ア 業 務 純 益 (投 資 信 託 解 約 損 益 を 除 く)	79	167	109
経 常 利 益	231	332	254
当 期 純 利 益	186	266	248

- (注) 1. 業務純益＝業務収益－(業務費用－金銭の信託運用見合費用)  
 業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。  
 また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額（または取崩額）を含みます。  
 2. 実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額  
 実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。  
 3. コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益  
 国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

## ●単体自己資本比率（国内基準）

### 1. 自己資本の構成に関する主な事項

(単位：百万円)

	2022年3月末	2022年9月末
コア資本に係る基礎項目の額	9,484	9,675
コア資本に係る調整項目の額	125	141
自 己 資 本 の 額	9,359	9,533
リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等 の 合 計 額	85,857	85,981
自 己 資 本 比 率	10.90%	11.08%

(注) 当金庫は国内基準を採用しております。

## 2. 自己資本の充実度に関する主な事項

(単位：百万円)

	2022年3月末		2022年9月末	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
信用リスクに対する 所要自己資本の額	81,284	3,251	81,408	3,256
オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額	4,573	182	4,573	182
単体総所要自己資本額	85,857	3,434	85,981	3,439

(注) 所要自己資本額=リスク・アセット×4%

## ●有価証券時価情報

### 1. 満期保有目的の債券

該当ございません。

### 2. その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	2022年3月期			2022年9月期		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	-	-	-	-	-	-
	債券	26,480	26,114	365	15,289	15,118	171
	国債	2,416	2,320	96	644	606	38
	地方債	7,025	6,946	78	4,720	4,689	31
	社債	17,038	16,847	190	9,924	9,822	101
	その他	9,810	9,455	355	6,723	6,226	496
小計	36,291	35,570	720	22,013	21,344	668	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-	-	-	-
	債券	17,468	17,787	△319	27,820	28,730	△909
	国債	3,847	3,986	△139	5,712	6,087	△374
	地方債	4,010	4,051	△41	5,701	5,809	△108
	社債	9,610	9,749	△138	16,406	16,832	△426
	その他	16,264	17,291	△1,027	20,350	22,681	△2,330
小計	33,733	35,079	△1,346	48,171	51,411	△3,239	
合計	70,024	70,649	△625	70,185	72,756	△2,571	

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。  
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。  
3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

## 3. 市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位：百万円)

	2022年3月期	2022年9月期
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非上場株式	59	55
組合出資金	31	29
私募投資信託(REIT)	2,363	-
合計	2,455	84

(注) 私募投資信託(REIT)については、2022年度より企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(2021年6月17日)を適用し、基準価額を時価としております。

## ●信用金庫法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法ベースの債務者区分による開示

信用金庫法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位：百万円、%)

区分		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等 による回収 見込額(c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b)/(a)	引当率 (d)/(a-c)
	2022年9月	910	910	671	238	100.00	100.00
危険債権	2022年3月	940	783	534	249	83.34	61.40
	2022年9月	928	763	532	230	82.23	58.30
要管理債権	2022年3月	598	148	74	74	24.85	14.18
	2022年9月	566	68	51	17	12.11	3.31
小計	2022年3月	2,402	1,795	1,251	544	74.74	47.28
	2022年9月	2,404	1,742	1,256	485	72.44	42.30
正常債権	2022年3月	91,696					
	2022年9月	92,316					
合計	2022年3月	94,098					
	2022年9月	94,721					

金融再生法上の不良債権の合計は、2,404百万円で対年度末比(2022年3月末)2百万円減少、同法による不良債権比率は、2.53%で対年度末比(2022年3月末)0.02%減少となりました。

- ※ 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
7. 「担保・保証等による回収見込額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は質貸借契約によるものに限る。）です。

## ● まち・ひと・しごと創生総合戦略への対応について

東山口信用金庫は、信用金庫業界のネットワークの活用を図り、亀有信用金庫（本店・東京）が主催する人材紹介イベント「新現役交流会」に参加いたしました。本交流会では、当金庫のお取引先事業者を対象として、人材不足・ノウハウ不足等の理由で事業拡大・組織強化に対する課題の解決につながるために首都圏を中心とした大企業等OB人材（新現役人材）とのマッチング機会を提供しました。

本事業は内閣官房「まち・ひと・しごと創生基本方針2021」の「大企業OB・OG等と中小企業を結び付ける新現役交流会などの人材マッチング事業」において地域金融機関との連携、ITの利活用等も含め、広域での事業展開を促進する事業に該当しており、山口県内において昨年度に続き2回目の取組みとなります。

また、山口県と県内3信用金庫との地方創生に関する包括連携協定の連携事業の一環として、山口県内で新たに創業・移住創業・継業される事業者を対象とした補助金「山口県創業チャレンジ助成金」事業を推進しております。

今後も地域金融機関として、信用金庫業界のネットワークの活用や地方自治体などとの連携を進め、諸政策について協働した取組みを行うことにより、地方創生の実現を図り、地域社会の発展に貢献いたします。

「オンラインによる新現役交流会」



### ■ お問合せ先

地方創生担当部署：東山口信用金庫 融資部 経営相談課  
電話 0835-23-2326

## ● 地域経済活性化に向けた取組み

東山口信用金庫では、お取引先企業との日常的・継続的な取引において経営の課題解決、目標達成のためコンサルティング機能を十分に発揮し経営の悩み等を相談できる体制を整備しております。さらに経営課題解決のために外部機関等との連携により、専門的な課題にも対応できるよう取組を行っています。また、山口県信用保証協会と山口県内3信用金庫が県内中小企業の課題解決に取り組むことを目的とした「包括連携に関する覚書」を締結し、県内中小企業の円滑な資金供給や経営支援、創業支援や事業承継などの経営に関する全般について、様々な分野で相互に協力し協働した取組みを行うこととしております。